

No. 3

制 度 名	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業	主管課名	道路建設課												
		問合せ先	国道・市町村道 G 029-301-4426												
目的・趣旨	合併市町村の一体性の確立や均衡ある発展のため、新市町の幹線道路整備を支援する。														
〔対象団体〕 合併市町村 〔対象事業〕 合併市町村の一体性の確立や均衡ある発展に必要な幹線道路整備事業 〔補助要件等〕 次のすべての要件に該当し、知事の指定を受けた道路の整備事業 (1) 「市町村建設計画」に位置付けられ、合併特例債を活用して整備される道路であること (2) 広域的な交通ネットワークを形成する道路であること (3) 全体事業費の規模が、おおむね 5 億円以上の道路であること															
1. 合併市町村幹線道路緊急整備支援市町村補助事業 〔対象経費〕 支援対象道路の整備に要する経費（合併特例債を活用した道路整備経費） 〔補助限度額等〕 新市町の特例債償還時に、支援対象道路の整備に要する費用のうち次に掲げる額の合計について、毎年度予算の範囲内で助成する。 ①特例債償還額（利子を含む。）から交付税措置額を控除した額の 10 分の 7 を限度とする額 ②特例債の起債対象事業費から起債額（通常充当分 95%）を控除した額の 10 分の 7 を限度とする額 〔経費負担割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>66.5% 交付税 措置</td><td>23.45%</td><td>10.05%</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 〔令和 7 年度当初予算額〕 670,000 千円（補助額） 〔令和 7 年度補助対象団体〕 笠間市ほか 19 市町 〔備考〕						区 分	国	県	市町村	その他	—	66.5% 交付税 措置	23.45%	10.05%	—
区 分	国	県	市町村	その他											
—	66.5% 交付税 措置	23.45%	10.05%	—											
2. 合併市町村幹線道路緊急整備支援受託事業 新市町の要請に応じ、支援対象道路の工事实施に係る調査、設計及び工事業務について受託する。 〔令和 7 年度当初予算額〕 3,369,000 千円（受託額） 〔令和 7 年度受託対象団体〕 常陸太田市ほか 1 市 〔備考〕															